## 狩猟免許更新の為の対面式講習会について

東京都猟友会では今年度より下記の要領で、狩猟免許更新のための、 対面式講習会を計21回実施いたします。

例年通り東京都環境局及び多摩環境事務所でも平日の6月3日 月曜日 から 9月13日 金曜日 まで更新手続きの受付を行っております。

更新対象者

有効期間が令和6年9月14日で満了する狩猟免許を所持し、 かつ、現に東京都内に住所地が有り、法律に定められた欠格事由の いずれにも該当しない方。

講習会日	定員	会 場(東京都猟友会 9 階会議室)	申込み期限
6月12日(水)	90名	千代田区神田松永町19-3 THAビル9階	6月 7日 (金)
6月26日(水)	90名	千代田区神田松永町19-3 THAビル9階	6月21日(金)
7月10日(水)	90名	千代田区神田松永町19-3 THAビル9階	7月 5日 (金)
7月20日(土)	90名	千代田区神田松永町19-3 THAビル9階	7月17日(水)
8月 7日 (水)	90名	千代田区神田松永町19-3 THAビル9階	8月 2日 (金)
8月21日(水)	90名	千代田区神田松永町19-3 THAビル9階	8月16日(金)
9月 8日 (日)	90名	千代田区神田松永町19-3 THAビル9階	9月 4日 (水)

開催時間	113:00-14:45	30名	各回共に適性検査及び書類確認後に、動画視聴。
	②15:00-16:45	30名	狩猟読本を用いて狩猟に関する法令及び鳥獣に関する
	317:00-18:45	30名	知識、猟具に関する知識の講習を約1時間受講後解散。

申込み方法

必要書類等

申込み期限までに希望する「日にち」「時間」また「氏名」「電話番号」「住所」「更新する免状の種類」を明記の上メールまたは電話、FAXにてお申込みください。また人数が上限に達し、ご希望に添えない場合のみご連絡させていただきます。

メールアドレス info@toryo.org	電話番号	03-3253-5466	FAX	03-3253-5469
------------------------	------	--------------	-----	--------------

東京都環境局ホームページ<mark>内</mark>「令和6年度東京都狩猟免許更新」<mark>の</mark>

「7申請手続」の(7)を除く(1)~(6)(8)~(9)の

所定事項を記入した書類をご用意の上、講習会当日ご持参ください。

※対面式講習会受講の場合、必要書類の(7)狩猟免許更新講習

確認書は不要になります。

東京都環境局令和6年度東京都狩猟免許更新ページ

## 7 申請手続

狩猟免許の更新を受けようとする方は、次の書類をご用意の上、**各窓口に持参して**お申し込みください。 なお、受理後に、手数料の返還はできません。予めご了承ください。

- (1) 所定事項を記入した狩猟免許更新申請書
- (2) 手数料 2,900円/各種類

(手数料は申請を行う免許の種類ごとに必要となります。窓口において現金対応となり、なるべく釣銭のないようご協力をお願いします。)

(3) 写真1枚 (裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、眼鏡使用者は着用時のもの) 申請前6ヵ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0㎝、横2.4㎝

- (4) **医師の診断書 1 通**\* (申請前6ヵ月以内に作成されたもの)
  - (5) 現に有効な猟銃・空気銃所持許可証の写しを提出する方は不要となります。
  - \*銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けていない方は、提出が必要です。
  - ※ 様式はホームページに掲載しているものをご利用ください。 精神保健指定医だけでなく、かかりつけの医師(歯科医師を除く。)が作成した診断書でも構いません。

次の症状の全てに該当しない旨が明確に記載された診断書でないと、申請をお受けできませんのでご注意ください。

- 統合失調症
- そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)
- ・てんかん、(発作が再発するおそれがないもの、発作が発生しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)
- ・前記のほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気
- ・麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- ・自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者(上記に該当する者を除く)
- (5) 現に有効な猟銃・空気銃所持許可証の写し(原本も持参。ただし、代理人による申請の場合は休日の適正検査時に持参。)
  - \*銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている方 有効な猟銃・空気銃所持許可証の住所及び氏名が確認できるページ並びに使用する銃の種類等が確認できるページの写し また、住所等の事項を変更している場合にあっては、変更後の事項が記載されているページの写しも必要
- (6) 今回更新の対象となる<mark>狩猟免状の原本</mark> (免状を紛失している場合は、別途、狩猟免状等亡失届による申請が必要)

## (7) 空流分析更新講習控制書

<u> 東新講習次料並び動画を用いて、必ず覚習してください。</u>

- 対面式の講習会を受講する場合は、会場において記載してください。
- (8) 新しい<u>狩猟免状を交付するためのレターパックライト又はレターパックプラス</u> (交付先住所、氏名を記入したもの)
- (9) 認定鳥獣捕獲等事業に従事する方であって、かつ、認定鳥獣捕獲等事業者が狩猟について必要な適性を有することを確認された方は、当該確認がされた旨の書面\*
  - \*申請前3ヵ月以内に作成されたもの。様式はホームページに掲載しているものをご利用下さい。